

避難所における ペット同行避難マニュアル

令和6年2月9日 初版



京丹後市

【 目 次 】

1	はじめに	1
2	基本的な考え方	2
	【ペット】	2
	【同行避難】	2
	【避難所ルールの遵守等】	3
3	事前確認	4
	【避難所と避難ルート】	4
	【避難用品の備蓄】	5
	【ペットのしつけ・健康管理】	6
4	避難時の心構え	7
	【安全確保】	7
	【同行避難の準備】	7
	【同行避難】	8
	【避難後の預け先】	8
5	避難所における基本的ルール	9

6	避難所におけるペットスペースや飼育ルール.....	10
7	ペットスペースの配置のポイント	11
8	飼育ルール	13
9	ペットスペースの維持管理	14
	【飼育スペース全体やその周辺の掃除、消毒】	14
	【ペット用トイレの掃除、糞尿の処理】	14
	避難者カード	15
	参考資料	16
	所有者カード	16
	ペットの飼育ルール	16

1 はじめに



近年ペットは家族の一員であるとの意識が飼い主に芽生えつつあり、飼い主とペットが同行避難することは、動物愛護の観点のみならず、飼い主である避難者の心のケアの観点からもペットとの同行避難を進めることが必要になっています。

一方で避難所では、動物が苦手な方や、アレルギーをお持ちの方を含む多くの避難者が共同生活を送るため、ペットの受け入れや飼育において一定の配慮が必要となってきました。

本マニュアルは、京丹後市地域防災計画を踏まえ、「ペット同行避難ガイドライン」（令和5年8月京都府文化生活部生活衛生課）等を参考に、ペット同行避難者における避難の方法や避難所等におけるペットの受け入れおよび飼育管理など適切な保護を目的としています。

2 基本的な考え方

【ペット】

避難所への同行避難を想定する人が養い育てている犬や猫等の小動物を対象とします。大型動物や危険動物といった人に危害を加える恐れのある動物、特定生物や特定外来生物に指定された動物又は設備環境により飼育が困難な動物もしくは避難所運営に支障をきたすと判断する場合は、避難所等で受け入れることはできません。

なお、身体障害者補助犬法に定める補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）は除きます。

【同行避難】

災害などが発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害発生時等」という。）に飼い主が飼育しているペットを同行し、避難所まで安全に避難することを行います。避難所での人とペットの同居を意味するものではありません。

【避難所ルールの遵守等】

避難所においては、本マニュアルの他、施設管理者が定める避難所ルールを遵守するとともに、運営スタッフの指示等に従っていただきます。



3 事前確認

【避難所と避難ルート】

飼い主は、市ホームページ、ハザードマップ等で災害時の避難所の所在地、ペット同行避難の可否、避難ルートを確認してください。ケージやキャリーに入らない大型のペットについては、実施に避難所までのルートを歩いて、慣れさせておいてください。また、ご近所とのコミュニケーションや飼育マナーに気を配るとともに、万が一の時にお互いに助け合うことができるよう、飼い主同士や近隣住民と防災について話し合っておいてください。

全国的に、過去の災害においては、自宅に置いてきたペットの確認に家に戻った飼い主が二次災害にあったり、避難所におけるペットの同行避難についての理解不足等により、飼い主が車上生活を続けた結果、エコノミークラス症候群に陥った事例があります。

避難することや緊急時に備え、避難所以外の避難先として、親せきや知人宅、雨の場合は、ペットショップや動物病院等、避難先をいくつか確保、決めておくことも有効な手段です。

【避難用品の備蓄】

避難所でのペットの世話は飼い主自身が行います。

災害発生時等に備え、ペットの世話に必要な物資はすぐに持ち出せるように非常用持ち出し袋に準備しておく必要があります。

災害による道路の寸断等により、すぐに自宅へ荷物を取りに戻ることが困難になったり、支援物資の到着が遅れたりすることが想定されます。ペットフードなどは5日分（7日以上が望ましい）の用意をしておいてください。

優先順位1 ペットの飼養に必要なもの

キャリーバッグやケージ
リード、首輪（予備を含む）
水・ペットフード
水・フード用の容器
ペットシートなどのトイレ用品
療法食、薬



優先順位2 ペットの情報やその他のペット用品

ペットの写真（ペットの全身が写っているものや飼い主と一緒に写っているものが望ましい）
ペットの既往歴や投薬中の薬情報
タオル、ブラシ
ウェットタオル
ビニール袋
普段使っているおもちゃ、毛布などペットの臭いがついたもの
猫の捕獲や診察の際に有用な洗濯ネット など

【ペットのしつけ・健康管理】

避難所での責任あるペット飼育のため、最低限の「しつけ」をしておく必要があります。

また、動物間の感染や人獣共通感染症のまん延を防ぐためのワクチン接種やノミ・ダニの予防を行ってください。（犬は狂犬病予防法により、狂犬病予防接種並びに鑑札及び年1回の注射済証の装着が義務付けられています。）

最低限の「しつけ」

- 無駄吠えをしない
- ケージやキャリーでの生活に慣れている
- 決められた場所での排泄ができる
- 飼い主以外の人間や他の動物に慣れている など



4 避難時の心構え



【安全確保】

災害発生時等は、まず、落ち着いて自分の安全を確保します。突然の災害で、ペットもパニックになり、いつもと違う行動を取る場合も十分考えられるので、ペットを落ち着かせるとともに、逃げ出しやけがなどに気を付けてください。

その際、リードをつけたり、キャリーバックやケージに入れるなどして、ペットの安全を確保してください。

【同行避難の準備】

避難できる態勢が確保できたら、地震の場合は、余震等による家の倒壊、火災の延焼等の事態を考慮し、屋内が安全であることを冷静に判断しなければなりません。

避難所への避難に必要な物資は各自で備蓄し、避難所に避難しなければならない場合は、飼い主用およびペット用の非常用持ち出し袋を持ち出せるように準備するとともに、行き先等を記入したメモを残すなど同行避難のための準備を行います。

【同行避難】

避難する場合、飼い主はペットと一緒に避難する「同行避難」が原則となります。

災害発生時等に外出しているなど、ペットと離れて行動していた場合は、自分自身の被災状況、周囲の状況、自宅までの距離、移動手段の有無、避難指示等を考慮して、飼い主自身によりペットを避難させることが、可能かどうか判断します。

【避難後の預け先】

避難所でのペットの飼養は飼い主、他の避難者、ペットのいずれにとっても大きな負担です。できるだけ早い段階でペットだけでもより飼養に適した場所に移動することが大切です。一時的な受け入れを行っていた動物については、災害が落ち着き次第、被災を受けていない、ペットの受け入れ可能な親せき宅や知人等の新たな預け先へ移動することも有効な手段です。

5 避難所における基本的ルール

【市の避難所運営上の基本的ルール】

- ケージに入る大きさのペットはケージ内で飼育する。
- ケージに入らない大きさのペットはリード等でつないで飼育する。
- 倉庫、屋根付の駐車場等の日差しや雨風を避けられる場所を選ぶ。
(難しい場合はブルーシート等を取りつけ、簡易的に対応できる場所
(ひさし、鉄棒等)を選ぶ。)
- ペットは飼い主による自主管理を原則とする。



6 避難所におけるペットスペースや飼育ルール

市では、避難所における利用可能な施設や形態、季節・気候等を考慮して、避難所等の敷地内におけるペットスペースや飼育ルールを決定します。

ペットスペースの決定にあたっては、ペットを飼育していない避難者との動線が交わらないよう配慮することで、トラブルを軽減します。

また、犬は集団になると吠える習性を持ちますが、その状況下に限らず、犬と猫等の異種の動物が同じところで生活すると、ストレスを増大させてしまう原因となるため、可能な限り、犬と猫等の異種の動物は区別して飼育します。



7 ペットスペースの配置のポイント

- ペットと人との動線が交わらない場所を選ぶ
- 鳴き声や臭いが居住区画にできるだけ届かない場所を選ぶ
- 動物種ごとに場所を分離する
- 大型犬など大きいペットは対応できる場所をよく確認する
- 必ず施設管理者の同意を得て配置場所を決定する
- ペットスペースの設営
 - ・ 貼り紙や区画線などでペットスペースを明確にする。
 - ・ 屋外にペットスペースを作るときはテントやブルーシートを活用して、直射日光、雨や風よけの整備をする。
 - ・ ケージ等に入れられないペットは、支柱等に必ず係留する。
 - ・ 噛みつき事故防止のため、関係者以外の立ち入り禁止の表示をする。
 - ・ 他の避難者の理解を得るため、飼育ルールを掲示して周知する。
 - ・ ペットの種類ごとになるべく分けて収容する。



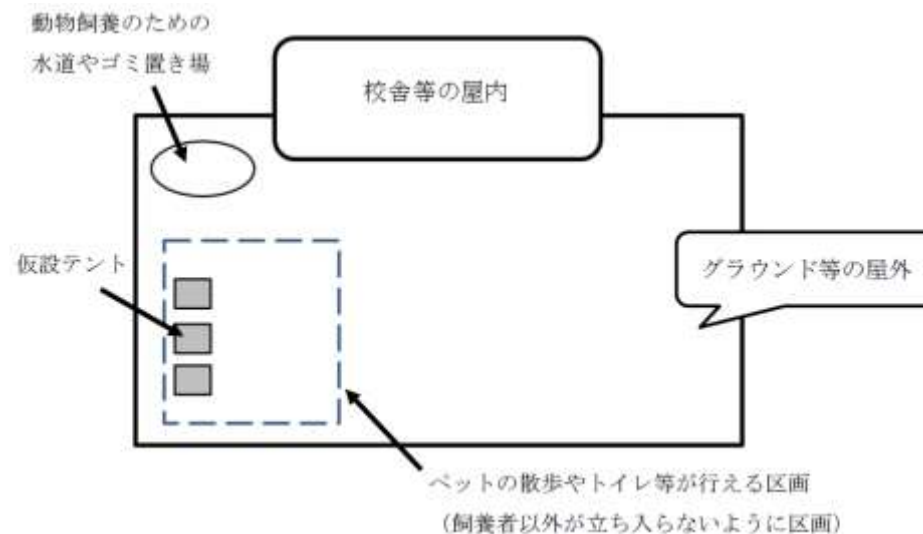
- ・ ペットのストレス防止のため、ケージの周囲を段ボールやタオルで覆い、仕切りを設置するとともに、適切な距離をとり、目隠しを行う。

【ペットスペースの例】

軒下、プール更衣室、倉庫、階段の下・踊り場、自転車置場

※配置場所は必ず施設管理者の同意を得た上で決定

（設置例）



8 飼育ルール

- ・ ペットは指定された飼育場所で飼育し、避難者の居住場所と区別する。
- ・ ペットはキャリーバックやケージ内に入れる。または、つなぎとめて飼育する。
- ・ ペットの飼育管理は、飼い主が責任をもって行う。
- ・ 避難所は「避難住民が優先」を原則とする。
- ・ 散歩時は必ずリードを装着し、排泄の後始末は飼い主が確実に実施する。
- ・ 飼育場所、散歩場所、トイレの場所等決められた場所のみで飼育する。
- ・ 飼い主が自ら責任を持って、ペットの世話を毎日行う。
- ・ 他の避難者からのペットに関する苦情等が生じた時は、原則として飼い主自身が対応する。



9 ペットスペースの維持管理

飼い主の責任によりペットスペース（共用スペースを含む）を管理します。

【飼育スペース全体やその周辺の掃除、消毒】

避難所は小中学校が多く、避難所としての機能終了後は元の用途に使用されます。床面や壁面を汚さないようにブルーシート等を使用し、汚れが残らないように配慮する。

【ペット用トイレの掃除、糞尿の処理】

臭いは、騒音と並んで最も多い苦情の原因のひとつであり、厳重な処理が必要です。排せつ後のトイレシートや猫砂、おがくずはビニール袋に入れ、硬く口を閉じて、さらに大きなビニール袋かふた付きのごみ箱に入れます。災害発生初期はごみの収集が遅滞するため、臭いが外部に漏れないよう、何重にも密閉することが重要です。

避難者カード

避難所名		受付No.	
避難日時	入所時間: 月 日 時 分 / 退所時間: 月 日 時 分		
避難場所	避難所 / 車両(車種 色 ナンバー)		
住 所	区		
世帯代表者の電話番号(自宅又は携帯)			
※配慮が必要な事項に、「ある」をチェックした方は、裏面に詳細を記入してください。			
家族等の状況	ふりがな 氏名	年齢	性別 体温℃ 健康状態(症状をチェック) 配慮が必要な事項
世帯代表者		歳	☐ 咳などの風邪症状がある ☐ 強いだるさがある ☐ 息苦しさがある ☐ その他()
家族・同居人等		歳	☐ 咳などの風邪症状がある ☐ 強いだるさがある ☐ 息苦しさがある ☐ その他()
		歳	☐ 咳などの風邪症状がある ☐ 強いだるさがある ☐ 息苦しさがある ☐ その他()
		歳	☐ 咳などの風邪症状がある ☐ 強いだるさがある ☐ 息苦しさがある ☐ その他()
		歳	☐ 咳などの風邪症状がある ☐ 強いだるさがある ☐ 息苦しさがある ☐ その他()
		歳	☐ 咳などの風邪症状がある ☐ 強いだるさがある ☐ 息苦しさがある ☐ その他()
ペット(種類)	特徴(名前・色・大きさ等)		
家族等からの 安否確認への回答	☐ 可 ☐ 不可 必ず家族全員の同意を得たうえで☑を記入すること。また、DVの被害等により情報開示を希望しない場合は、必ず申し出をすること。		

本調査票に記載した情報を避難所の管理者、京丹後市災害警戒(対策)本部、京都府等において共有することに同意します。

氏名(世帯主又は代表者) 署名

避難者から受領した「避難者カード」(左様式のとおり)と「所有者カード」によりペットの把握を行います。

また、災害発生時等には、やむを得ずペットを残して避難したり、ペットとはぐれてしまう場合もあるため、保護された際に飼い主の元に戻れるように所有者の明示をしてください(外から見えて誰でもすぐにわかる迷子札等(犬は鑑札・注射済証)をつけるなど)。

参考資料

所有者カード

ペット所有者カード

避難者カード番号

飼い主の名前

ペットの名前

ペットの飼育ルール

飼い主の皆さんへ

避難所では、多くの人達が共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送ってください。

- ① ペットは、指定された場所に必ずつながかケージの中で飼ってください。
- ② 飼育場所や施設は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- ③ ペットによる苦情、危害防止に努めてください。
- ④ 屋外の指定された場所で必ず排泄させ、後始末を行ってください。
- ⑤ 給餌は時間を決めて、その都度きれいに片づけてください。
- ⑥ ノミの駆除に努めてください。
- ⑦ 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- ⑧ 飼育が困難な場合は、専用の施設等への一時預かり等を検討してください。
- ⑨ 他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに指定避難所運営委員会（衛生班）まで届け出てください。

【問い合わせ先】

○避難全般に関すること

京丹後市総務部総務課

(電話) 0772-69-0140

(FAX) 0772-69-0901

(E-Mail) saigai@city.kyotango.lg.jp

○動物愛護に関すること

京丹後市市民環境部生活環境課

(電話) 0772-69-0240

(FAX) 0772-62-6716

(E-Mail) kankyo@city.kyotango.lg.jp